

## 北秋田市営 森吉山阿仁スキー場 利用約款

### 1. 目的

当約款は、森吉山阿仁スキー場利用者の安全利用の維持向上を目的としております。  
当約款の定めのない事項については、関係法令の定めに基づき、関係法令に定めがない事項については「スノースポーツ安全基準」（全国スキー場安全対策協議会・2013年10月改訂版）に準じるほか、社会通念上の行動にも準じます。

### 2. 行動規則

スキー・スノーボード等には、様々な特有の危険があり、特にスピードを伴うことから、各人の行動には、自分自身の事故防止と他の利用者の安全に対して責任のある行動が求められます。特に、次の事項にはご注意ください。

#### ① 他の利用者への危険行為の禁止

スキー場では、決して他の利用者の身体や持ち物に危害を与えないでください。

#### ② 滑走時の一般的注意

常に前方をよく見て滑り、体調・技能・地形・天候・雪質・混雑等の状況に合わせてスピードをコントロールし、いつでも他の利用者や持ち物に危害を与えないでください。

#### ③ 先行者への配慮

後方や上方から滑ってゆく人は、先に滑っている他の利用者の邪魔をしたり、危険がないように進路・速度を選んでください。

#### ④ 追い越し

追い越す時は、追い越される他の利用者がどのような行動を取っても危険がないよう十分な間隔を空けて追い越しをしてください。

#### ⑤ 周囲の確認

コースに合流するときや、斜面を横切るとき、また滑りはじめるときには、前方・後方・左右に注意して、自分自身にも危険がないように確かめてください。

#### ⑥ コースをふさぐ行為の禁止

コース内で不用意に立ち止まらないでください。狭い所や、上方からの見通しのきかない場所は特に危険です。また、転倒した時はできるだけ速やかにコースを空けてください。

- ⑦ コース利用時の注意事項  
コース内を登る時、歩く時、また立ち止まる時は、コースの端を利用してください。  
また、視界が悪い場合には上方から滑ってくる他の利用者に特に注意してください。
- ⑧ 流れ止めの装着  
斜面で流れたとき他の利用者に危害を与える恐れがある用具には、流れないように工夫された装置を付けてください。
- ⑨ 標識や警告・指示の遵守  
標識や掲示物・放送等スキー場の警告に注意しスキーパトロールやスキー場係員の指示に従い、事故防止に努めてください。
- ⑩ 相互扶助及び協力義務  
事故に遭遇した場合は、自分自身がその事故の当事者かどうかにかかわらず、救急活動やスキー場係員への通報にご協力ください。また、その際、当事者・目撃者を問わず、身元を確認させていただく事があります。

### 3. 注意事項

スキー・スノーボード等をする前には、次のような危険に遭遇することがあります。スキー場利用者はこれらを充分理解したうえ、注意深く行動し、安全で快適なスキー場利用にご協力ください。

- ① 降雪・雨・強風・濃霧など、気象による危険
- ② 崖・急斜面・凹凸など、地形による危険
- ③ アイスバーン・深雪・クレバス・雪崩など、雪や氷の状態による危険
- ④ 岩石・茂み・切り株・立ち木・露出した地表など、自然の障害物による危険
- ⑤ リフト支柱・造雪設備・建物など、人工の構造物による危険
- ⑥ 他の利用者との接近や衝突による危険
- ⑦ 自分自身の失敗による危険
- ⑧ その他、これらに類する危険

### 4. 禁止事項

当スキー場利用に関して以下のことを禁止します。

- ① 閉鎖されたコースや立ち入り禁止の区域へ侵入すること。
- ② 他の利用者はもちろん、人工や自然の物体に接近して滑走すること。
- ③ リフトの運行を妨げる行為をすること。

- ④ 雪上車両に接近すること。
- ⑤ 標示物・掲示物・標識類を棄損すること。
- ⑥ 空き缶・煙草の吸い殻・その他の物品を所定以外に捨てたり、放置すること。
- ⑦ いたずらに、コースの中を靴足のままで歩くこと。
- ⑧ 犬などのペットを駐車場およびコース内に放つこと。
- ⑨ アルコールや薬物の影響その他の事情により、心身が正常でない状態でスキー場に入ること。
- ⑩ 法令で禁止されたこと。
- ⑪ その他、他の利用者や自分自身の安全をおびやかすこと。

#### 5. 賠償請求及び費用負担

- ① 当社では、スキー場の行動規則、注意・禁止事項に違反した行為によって発生した一切の事故の責任を負いかねると共に、当社に損害または賠償費用が発生した場合には、その事故を発生させた利用者に対して、この損害の賠償または発生した費用を請求させていただきます。
- ② 本約款に違反し、当スキー場管理区域の外に出たスキー場利用者またはその知人等から、当社に避難救助の要請があった時は、当社の単独または当社と関係省庁が協力して救助を行いますが、当社は救助活動終了後、捜索・救助に要した人件費、雪上機器費用、索道運行費用、照明電気費用、その他発生した費用の一切を当事者及びその家族に請求させていただきます。

#### 6. 不可抗力

天災その他不可抗力に基づく事由により、スキー場利用者の安全が確保できない恐れがある場合には、スキー場またはリフトの全部または一部の営業を休止させていただく事があります。

#### 7. その他

「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成4年3月1日施行）による指定暴力団及び指定暴力団員ならびに反社会团体および反社会团体員等（暴力団員及び過激行動団体等ならびにその構成員）の方々のご利用は、固くお断りいたします。

以上

令和2年4月1日 施行

## ⚠️ 阿仁スキー場ローカルルール Ani Ski Area Local Rules ⚠️

阿仁スキー場ローカルルールは、阿仁スキー場でスノースポーツを楽しむ方々が、安全にスキー場を利用するために作られたものであり、常に安全への配慮と十分な理解を求めます。このルールを遵守できない者は、リフト券を没収し、スキー場の利用を拒否する場合があります。  
 Ani Ski Area's Local Rules are in place to ensure the safe enjoyment of snow sports. Remember: Safety First.  
 Confiscation of ski passes and refusal of service may be carried out for breaking the following rules.



**1** いかなる場合でも、スキー場の標識や提示、パトロール及び関係機関の指示に従ってください。  
 Guests MUST obey all signage, postings, and directions by ski patrol and staff at all times.



**2** コース外は当スキー場の管理区域外です。コース外で発生した遭難や事故等については全て自己責任となります。阿仁スキー場及び北秋田市の関係者は一切責任を負いません。  
 Areas outside of course limits are not managed by Ani Ski Area. Ani Ski Area and Kitaakita City are not responsible for accidents or emergencies that occur out of bounds. Accidents occurring out of bounds are the sole responsibility of the individual.

**3** コース外で救助、捜索活動が発生した場合、当事者に実費を請求します。  
 The following amounts will be charged for search and rescue efforts that occur out of bounds.

**【救助にかかる費用※1時間あたり】**  
**【Hourly Rescue Rates】**

			
雪上車 1台 ¥50,000/h Snowcat	スノーモービル 1台 ¥30,000/h Snowmobile	パトロール 1名 ¥20,000/h Patrol Member	後方支援者 1名 ¥10,000/h Logistical Supporter


## ⚠️ スキー場ご利用の皆様へ ⚠️

**ス**キーやスノーボード、そりなどの冬山のスポーツは、自然の中のスポーツであり、また、スピードを伴うことから、これを行うものは自己転倒、雪崩、沢への転落、立木やリフト支柱、雪上車、スノーモービル、他者との衝突などの危険を伴います。

**ス**キーやスノーボード、そりなどで滑走する際、自らの技術を考慮し、危険を予測、回避しなければなりません。その判断はその者にしかできないことであり、他者が代わったり、その滑りをコントロールしたりすることはできません。これらにより、スノースポーツは”自己責任”のスポーツです。

**滑**走者は、どんな用具（スキー、スノーボード、スノースクート、スノーチューブなど）を用いようが、自身と他の滑走者の安全を守るべき義務があり、その行動が良識と常識、ルール、マナー（行動範囲）に従うことを求められ、その限りにおいてのみ法的に保護されます。  
 ①国際スキー連盟のルール ②国内スキー等安全基準 ③スキー場が定めたルール

**滑**走者がルールとマナーを守らず、自らケガをしたり死亡した場合は、その結果は自ら甘受すべきであって、その責任を他に転嫁することはできません。また、他人に損害を与えた場合には、民事、刑事の責任を問われます。ルールの無知は関係ありません。



...コース外

### ⚠️ そのりの滑走について ⚠️

阿仁スキー場では、そり遊びは山麓にあるチビッコグレンデ内でのみ可能です。それ以外のコースでは、そり遊びを禁止しています。

そりで滑走する際、自身でスピードや進行方向をコントロールし、自身と他者の安全を守らなければなりません。

お子様のそり遊びは、必ず保護者または付添人同伴のもとで行わなければなりません。

衝突などによる怪我につきましては、一切責任を負いかねます。

